



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヘブル書における「新しい契約の仲保者」について
Author(s)	中川, 秀恭
Citation	北海道大學文學部紀要, 5, 1-14
Issue Date	1956-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33235
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_P1-14.pdf



へブル書における「新しい契約の
仲保者」について

中
川
秀
恭

ヘブル書における「新しい契約の 仲保者」について

中 川 秀 恭

一

新約ヘブル書におけるキリスト論は次のように概括されるであろう。^(一)
先一在する (preexistent) 神の子は、神の栄光の輝き、その本質の全き像 (*ἀπαχρημα τῆς δόξης καὶ καρακτῆρος τῆς ὑποστάσεως αὐτοῦ*) であるが、自らを卑くして人間となつた。この人間イエスが苦しみを受けて死んでいつたが、その従順の故に天使達より高くあげられ、神の右に坐つた。このような降臨 (desensus) と昇天 (ascensus) とによつてキリストは完全なる者とされ (*τελειωθείς*, 5.9) 、己れの民のために永遠の安息にいたる途をひらいた。

(一) ヘブル書におけるキリスト論については拙稿 *The Son of God*, 1952; *Christology in the Epistle to the Hebrews*, Yale, 1955 参照。

更に、キリストの出来ごと (Christusreignis) の救済論的意味を展開するために、ヘブル書の著者は大祭司 (*ἱερεὺς*) と「新しい契約の仲保者」 (*διαθήκης καὶ νέας διαθήκης*, 9.15) との概念を用いる (七・一一・一〇・一八)。著者によれば、キリストは十字架上の死に際して神の子とメルキゼデクの位に等しい大祭司とに同時に任ぜられた (五・一一・一〇)。彼の死は「我々」の罪の潔めのための自己犠牲である。このただ一度きり (*ἐφ' ἁπλῆς*) の自己犠牲によつてキリストは罪の自由なるゆ

るしを約束する新しい契約 (八・八一・一二・一〇・一六・一七) を神とその民との間に仲介した。そうして神の前に永遠の大祭司としてとりなすことによつて、彼はこの神の契約の成就、履行を保証する (*διαθήκης ἐγγυος*, 7.22)。

イエスの十字架上の死は過去の出来ごとである。しかし、この過去の出来ごとが現在の「我々」をなお支配している。ヘブル書の著者は、神の右にあげられたキリストの永遠にして現存的なる大祭司のつとめという概念によつてこれを現すのである。キリストは神の右に坐すると共に神の前にぬかずく「王・祭司」 (King-priest) である。彼は「我々」のために神にとりなし、それによつて新しい契約の成就を保証する。「我々」が最後まで信仰を堅持し、凡ゆる苦難に耐える (*ὑπομένετε*, 10.36) ならば、この契約が必ず履行されるとキリストが保証する。かくしてキリストは、「凡て彼に従うものに永遠の救いのみなもと」 (*αἰώνιος σωτηρίας αἰώνιος*, 5.9) となつた。それ故に「我々」は現に今彼の導きとりなし、保証、支配の下に立つ。

このようなキリスト論 (Christologie) と救済論 (Soteriologie) とを前提しながら、以下私は「新しい契約の仲保者」 (ヘブル書九・一五) の概念を解釋したいと思う。

契 約 *διαθήκη*

一、ディアテーカーのギリシヤ的用法

ディアテーカーは次のような意味で用いられている。(一) 状態 (*διαθεσις* と同義) — *κατὰ αἰματός διαθήκη*, *Sext Emp Math*, 136.

(二) 契約、誓約 — *ἡ μὲν διαθήκη διαθήκη ἐστίν*, *Aristoph AV*, 440. 最後にこの語は、(三) 遺志による財産の処分、遺言の意味でも広く用いられている。この用法におけるディアテーカーは、ギリシヤ

の全時代を通じての法律用語となした。Plat Lag. II 923 e.; Epict. Diss. II, 13. 7; P Petr. III, 6 (6), 12 (c. B.C. 236); OGIS. 338. 7 (B.C. 133); BGU. IV, 1151. 7 (B.C. 14); POxy. 1201, 8 (A.D. 258).⁽¹⁾
(1) Vgl. Th WB. II. S. 127; Moulton-Mill. SS. 148 f.; Liddell-Scott, loc.

二、『七十人譯』及ユダヤ教における用法

セプテュアギンタがヘブル語 *berith* を *διαθήκη* という語にうつしたとき、それは多くの場合契約乃至法律的約定という意味においてであった。例えば次の如くである。

「そこでアブラハムは羊と牛をとってアビメレクに与え、ふたりは契約を結んだ」(*καὶ διέθετο ἀμφοτέροι διαθήκην*) (創世記・二・一・二七、訳文は口語訳聖書による。以下同じ)。

「こうして彼らふたりは主の前で契約を結び、ダビデはホレシにとどまり、ヨナタンは家に帰つた」(*καὶ διέθετο ἀμφοτέροι διαθήκην ἐνώπιον κυρίου……*) (サムエル記上・二三・一八)。

「わたしの父とあなたの父との間に結ばれていたように、わたしとあなたの間に同盟を結びましょう」(*διαθήκη διαθήκην ἀνὲ μέσων ἐγὼ καὶ ἀνὲ μέσων σοῦ καὶ ἀνὲ μέσων τοῦ πατρὸς μου καὶ τοῦ πατρὸς σου*) (列王紀上・一五・一九)。

(1) その他創世記二・一・三二、詩篇八二(LXX)・六、イザヤ書二八・一五等参照。尚ヘブル原文は印刷の都合で省略する。以下同じ。

διαθήκη *διαθήκην μετὰ τινος* 或は *διατ. διαθ. ἀνὲ μέσων τινος καὶ τινος* という定式は、両方の仲間、党の間の協定、同盟、契約を示すためによく用いられる。神が契約の提起者である場合にも、*ἀνὲ μέσων* とか *μετὰ* とかが用いられるが、これは当該箇所の読者を通じて神と人間との協定の関係をおもわしめる。「こうして、わたしはわ

たしとあなたがた、及びすべて肉なるあらゆる生き物との間に立てた契約を思い起すゆえ、水はふたたび、すべて肉なる者を滅ぼす洪水とはならぬ」(*συνοθήσομαι τῆς διαθήκης μου, ἥ ἐστίν ἀνὲ μέσων ἐγὼ καὶ ὑμεῖς καὶ ἀνὲ μέσων πάντων ψυχῆς ζώων……*) (創世記九・一五)
(一) 創世記九・一七、士師記二・一、エレミヤ書一四・二一、エゼキエル書一六・八等参照。

ディアテケーはまた *torah* (ダニエル書九・一三) *eduth* (「定め」、出エジプト記二七・二一、「あかし」、同三一・七) *dabhar* (「言葉」、申命記九・五) *kathub* (「律法の書」、歴代志下二五・四) 等の訳語としても用いられている。ディアテケーが *νόμος* の同義語として用いられるとき、それは同意とか契約とかの意味でなく、むしろ「とりきめ」、「規約」、「とりはからい」等を意味する。この文脈はしばしば、この語を「契約」の意味で用いることを排して、「一方的な「とりきめ」、乃至は権威をもつてなされた「とりはからい」の概念へと我々を導く(民数記二五・一二以下、ヨシア記二四・二五等)。次に、ディアテケーはシナイ山におけるヤールウエの意志の告知を現す語として用いられた。すなわち、それはヤールウエの「とりはからい」、「とりさだめ」を意味する(出エジプト記三四・二七以下、申命記四・一三、五・二以下)。更にまた、この語は「契約の箱」(*κιβωτός τῆς διαθήκης*) の中に収められた二枚の石の板に書き記されたものを意味する(申命記九・一一、出エジプト記三一・七等)。最後に、ディアテケーは神がそれによつて色々な宗教的規則を設けられた所以の「とりはからい」、乃至「神意」を意味する(創世記六・一八、九・九以下、一五・一八、一七・二以下、出エジプト記二・二四、レビ記二四・八、申命記四・二三、ヨシア記七・一一以下)。

以上の考察によつて明らかなように、セプテュアギンタにおけるディ

アテーカーは一義的な概念ではなく、むしろ「契約」と「とりはからい」との二つの意味の間を動搖している。この事實は、デアテーカーなるギリシャの概念がこれ等二つの意味を含んでいるという風に單純に説明せられるべきでない。むしろ、それはセプテュアギンタがギリシャ語 *diathēnē* によつて訳出しようとする *berith* なるヘブルの概念の複雑な意味内容に由来するものと見るべきであろう。セプテュアギンタ自身このような齟齬の努力を通じて、もと法律概念であつた *berith* が宗教的意味を担うものとなつたことを知つたはずである。つまり、*berith* が神と人間との間の契約という觀念を経て、やがて人間を救わんとする神の意志の自由なる告知という觀念にまで發展したのである。エレミヤ書三一・三一—三四では「新しい契約」*karuṭh diathēnē* が神の自由なる贈物、言い換えると人間を救わんとする神意の告知、人間の罪を自由にゆるす神の恩寵の啓示として理解されている。

「主は言われる、見よ、わたしがイスラエルの家とユダの家とに新しい契約を立てる日が来る。この契約はわたしが彼らの先祖をその手とつてエジプトの地から導き出した日に立てたようなものではない。わたしは彼らの夫であつたのだが、彼らはそのわたしの契約を破つたと主は言われる。しかし、それらの日の後にわたしがイスラエルの家に立てる契約はこれである。すなわちわたしは、わたしの律法を彼らのうちに置き、その心にしるす。わたしは彼らの神となり、彼らはわたしの民となると主は言われる。人はもはや、おのおのその隣とその兄弟に教えて、『あなたは主を知りなさい』とは言わない。それは、彼らが小より大に至るまで皆、わたしを知るようになるからであると主は言われる。わたしは彼らの不義をゆるし、もはやその罪を思わなう」(エレミヤ書三一・三一—三四)。

このように、セプテュアギンタにおけるデアテーカーは自らを歴史

の中に啓示する神の経綸とその告知を意味するのである。

アレキサンドリアのフィロン (Philon von Alexandria, ca. B.C. 25—50 A.D.) は一般に契約を現すのに *synthēnē* を用い、*diathēnē* を用いない。したがつて「神の契約」(*diathēnē theōs*) という宗教的概念は、セプテュアギンタを経て彼に到達したもののように思われる。彼はこの概念に含まれている「恵み深き神の意志」という契機を強調する。フィロンはこの旧約的概念の中へヘレニズムの世界にひろまつていた「遺言」の意味をもちこむが、しかしそれにもかかわらず彼はこのような人間的な「とりきめ」(遺言) よりも、むしろ旧約的な神の崇高という意味をこのデアテーカーの概念において強調する。「さて契約というものは賜物に価する人々のために立てられる。それで契約は恩寵の象徴なのであり (*δωρεῶν εἶναι diathēnēn χάριτος*)、それは神がその贈り主なる自分自身とその貴い手なる人間との間に立てたものである」。「神の契約は恩寵の賜物を象徴する」このように、フィロンにおいてはデアテーカーの宗教的意味が、この語を「遺言」の意味で用いる一般的な理解のヴェールを通して現れている。要するに、デアテーカーはフィロンにおいても歴史のうちに啓示された神の恩寵の意志を現す語なのである。

(一) Vgl. Philon, Congr. 78.

(二) Det Pot Ins. 68; Som. ii. 224.

(三) Som. ii. 223: "He says of His covenant filled with His bounties (*τῆς χάριτος διαθήκης ἐμπροσθέν*), the highest law and principle, that is, which rules existent things, that this God-like image shall be firmly planted with the just soul as its pedestal." (transl. by F. H. Colson).

(四) Spec Leg. ii. 16: "Sometimes they carry on their vindictiveness after that end (sc. life's end) has come and leave directions in their wills (*ἐντελέφοντες ἐν ὁμαίᾳ*.....) against even granting customary rites to his (sc. such and such person who is in enmity with them) corpse".

- (五) Vgl. som. ii, 224.
- (六) Mut Nom. 25.
- (七) Sac AC. 57.

ヨセフス (Flavius Josephus, 37-ca. 95 A.D.) ではディアテケーは「遺言」、「遺言」による「処分」を意味する。例えばクレオパトラの遺言、ヘレニケの遺言⁽¹¹⁾、という場合にこの語が用いられている。パトリックによれば、「契約」の意味におけるディアテケーがヨセフスに見出せないのは、彼が神とその民との間の契約について語ろうとしなかったからである。

- (一) Josephus, Ant. 13, 349, 13.
- (二) Ibid. 18, 156, 6.
- (三) Vgl. E.D.W. Burton, Galatians, The International Critical Commentary, Neuauf. 1952, S. 499.

ラビ的ユダヤ教は berith の概念の法律的側面を保持している。「律法以外に berith は存しない」(MEx. 12, 6) また berith はしばしば「割禮」を意味する (創世記一七・一〇参照)。例えば bne berith (*בְּנֵי בְרִית*) は「割禮の子達」である。dan berith は「割禮の血」である。それで、エレミヤ記三一・三一以下は次のように解釋される。神が新しいトローをイスラエルの心に入れられた。血と肉のトローは過ぎ行くが、新しいトローは永久に持続するであろう、云々⁽¹²⁾。

- (一) Str-B. II, S. 627.
- (二) Ibid. I, S. 991.
- (三) Jalgut Schim über Jer 31, 33: "In dieser Welt lernt Israel die Tora von Fleisch u. Blut.... Gleichwie Fleisch u. Blut dahingeht, so geht auch sein Erlerntes dahin.... Aber in der Zukunft lernen die Israeliten nur aus Gottes Mund; u. gleichwie Gott lebt u. besteht in Ewigkeit, so auch das von ihm Gelehrte." (Str-B. II, S. 704).

三、新約におけるディアテケー⁽¹³⁾

パウロはガラテヤ書三章十五節以下において神の約束と律法との關係を説明するために、人間的經驗の領域から例をとつて (*κατὰ ἀνθρώπων νότον*) アブラハムに対する神の約束と人間のディアテケーとを比較している⁽¹⁴⁾。この箇処ではディアテケーが人間の遺言として理解されている。

「兄弟たちよ。世のならわしを例にとつて言おう。人間の遺言 (*διαθήκη*) であらう、いつたん作製されたら (*κατασκευάσας*)、これを無効にしたり (*ἀθετεῖ*)、これにつけ加えたりすること (*ἐπιδικασάσθαι*) は、だれにもできない。さて、約束は、アブラハムと彼の子孫とに対してなされたのである。……わたしの言う意味は、こうである。神によつてあらかじめ立てられた契約 (*διαθήκη*) が、四百三十年の後にできた律法によつて破棄されて (*ἀκατοί*)、その約束が空しくなるようなことはなく」(ガラテヤ書三・一五—一七)。

「無効にする」(*ἀθετεῖ*)、「つけ加える」(*ἐπιδικασάσθαι*)、「作製する」(*κατασκευάσας*)、「破棄する」(*ἀκατοί*)等の語が、パウロがこの箇処で、ヘレニズム的環境からとつたディアテケーの法律的概念を用い、それによつて「救済史」(Heilsgeschichte)を描き出そうとして、いることを示している。

- (一) 新約ではディアテケーが三十三回用いられている(うち七回は旧約からの引用)。その配分は次の通りである。共観福音書—四、使徒行伝—二、パウロ書翰—九、(ヘブル書—一七、黙示録—一)。
- (二) パウロ書翰では次の箇処にディアテケーが出る。ロマ書九・四、一一・二七、コリント前書一一・二五、コリント後書三・六、一四、ガラテヤ書三・一五、一七、エペソ書二・一二。
- (三) Vgl. H. Schlier, Der Brief an die Galater, 1949, ad loc. ユーメンは *διαθήκη* を「義的に『契約』と解釋」する。"By *διαθήκη* must be understood not 'testament' nor 'stipulation', 'arrangement', in a sense broad enough to cover both will and covenant, but as the usage of N.T."

in general and of Paul in particular and the context here requires 'covenant' in the sense of the O.T. birth" (E.D.W. Burton, op. cit., S. 179, vgl. auch S. 501).

ところでローマ章十一章二十七節(イザヤ書二七・九)においては、パウロは予言者のデイアテケーの概念を人間の救のための神の配慮乃至経綸の意味でとりあげている。

「これが彼らの罪を除き去る時に、彼らに対して立てるわたしの契約である」。(ロマ書一一・二七)

「彼らはイスラエル人であつて、子たる身分を授けられることも、栄光も、もろもろの契約も……彼らのものである」。(ロマ書九・四)
「神はわたしに力を与えて、新しい契約に仕える者とされたのである」。

「実際彼らの思いは鈍くなつていた。今日に至るまで、彼らが古い契約を朗読する場合、その同じおおいが取り去られないで残つている」。

(コリント後書三・一四)

最後に引用した箇處で言われている「古い契約」(*palaios diathēnē*)は、古き宗教の総括としてのモーセ律法である。この古い契約も神の契約ではあるが、しかしそれが一時的なものであることに基く不完全性の故に、新しい契約によつて無効にされたのである(コリント後書三・一〇参照)。このように、パウロにおいては契約の旧約的概念が、ユダヤ教に対するキリスト教の優位を主張するための手段として用いられた。それで、デイアテケーについての彼の思想をまとめて述べれば大凡次のようになるであらう。契約は二つあるが救済史を支配する神意は一つである。そうして、それは最後にイエス・キリストにおいて現れた。彼は「律法の終り」(ロマ書一〇・四)であり、凡ての約束の成就である

(コリント後書一・二〇)。

ヘブル書におけるデイアテケー

「このようにして、イエスは更にすぐれた契約の保証 (*epistrotos diathēnēs ēturos*) となられた」。

(ヘブル書七・一二)

「ところがキリストは、はるかにすぐれた務を得られたのである。それは、さらにまさつた約束に基いて立てられた、さらにまさつた契約の保証者となられたことによる」。

(同 八・六)

「主は言われる、見よ、

わたしがイスラエルの家及びユダの家と、新しい契約を結ぶ日が来る。

それは、わたしが彼らの先祖たちの手をとつて、

エジプトの地から導き出した日に、

彼らと結んだ契約のようなものではない。

彼らがわたしの契約にとどまることをしないので、

わたしも彼らをかえりみなかつたからであると、

主が言われる。

わたしがそれらの日の後、イスラエルの家と立てようとする契約はこれであると主が言われる。

……」

(同 八・八一—一〇)

「そこには金の香壇と全面金でおおわれた契約の箱とが置かれ、その中にはマナのはいつている金のつぼと芽を出したアロンのつえと、契約の石板とが入れてあり……」。

(同 九・四)

「それだから、キリストは新しい契約の仲保者なのである。それは、彼が初の契約のもとで犯した罪過をあらためて死なれた結果、召された者たちが、約束された永遠の国を受け継ぐためにほかならない」。

(同 九・一五)

「いつたい、遺言^{ディヤテケー}には、遺言者の死の証明が必要である。遺言は死によつてのみその効力を生じ、遺言者が生きている間は効力がない」。

(同 九・一六—一七)

「そうして、『これは、神があなたがたに対して立てられた契約の血である』と言つた」。

(同 九・二〇)

「わたしが、それらの日の後、

彼らに対して立てようとする契約はこれであると、

主が言われる」。

(同 一〇・一六)

「神の子を踏みつけ、自分がきよめられた契約の血を汚れたものとし、さらに恵みの御霊を侮る者は、どんなにか重い刑罪に価することであろう」。

(同 一〇・二九)

「新しい契約の仲保者イエス……」。

(同 一二・二四)

「永遠の契約の血による羊の大牧者、わたしたちの主イエス……」。

(同 一三・二〇)

右の箇処のうち、九章十六節十七節がディヤテケーの特殊な用法を示している。ここではディヤテケーが当時のヘレニズム的世界の慣用

による法律語として、「遺言」の意味で用いられているのである。「いつたい、遺言には遺言者 (ὁ δαδέναιος) の死の証明が必要である。遺言は死によつてのみその効力を生じ、遺言者が生きている間は効力がない」(九・一六、一七)。しかし、このようなディヤテケーの法律的方法は、宗教的概念としてのこの語が「遺言」の意味で用いられねばならない、との結論に我々を強いるものではない。このことは、我々がいまとりあげている箇処を九章一節—十五節との聯関において考察するとき明らかになる。ヘブル書の著者は九章一節—十四節において自分自身をただ一度さげることによつて永遠の贖罪を全うしたキリストの天における大祭司としての莊嚴な務めを述べるのであるが、つづいて十五節で人間の救いのためにキリストが死なねばならない必然性 (Heilsnotwendigkeit, J. Behm, ThWB. IV, S. 134) を説明する。「それだから、キリストは新しい契約の仲保者なのである。それは、彼が初の契約のもとで犯した罪過をあらためて死なれた結果、召された者たちが、約束された永遠の国を受け継ぐためにほかならない」(九・一五)。だが、人はここで次のように問うであろう。キリストの死と新しい契約との必然的聯関は何に基くか、と。著者はこれに対して十六節以下で答える。「遺言^{ディヤテケー}」が法律的に効力をもつためには遺言者の死が必要である、と。

右に考察した九章十六節以外の箇処では、ディヤテケーは「契約」或は「救の配剤」(Heilserfüllung, A. Oepke, ThWB. IV, S. 624) という意味で用いられている。著者がこのようなディヤテケーの神学的意味を汲み来つた源はエレミヤ書三十一章三十一節—三十四節である(ヘブル書八・八一—一二・一〇・一六以下参照)。この箇処によれば、新しい契約は神がかつてイスラエルの父祖たちとの間に結んだようなものではない。そうではなくして、それは次の三つからなる。一、神は彼の律法を人々の思いの中に入れ、彼らの心に書きつける。かくして神と

民との間に新しい関係ができあがる。二、神は人々が互に神について教え合うことをなくし、彼自身を大いなる者にも小なる者にも等しく示すであろう。三、神は彼らの不義を憐れみ、もはや彼らの罪を思い出さないだろ⁽¹⁾。

(1) Vgl. O. Michel, Der Brief an die Hebräer, S. 190.

以上によつて明らかのように、ヘブル書の著者はディアテケーを「契約」と「遺言」との意味に用いているが、この用法はもと法律的概念としてのディアテケーに源を發したものである。ところで神の約束、特に罪の自由なるゆるしの約束——これが新しい契約の内容である——の強調は、ディアテケーの包含する意味が、救いについての神の配剤とその告知にあることを示す。そうして、これは我々がさきに考察したセプテュアギンタ、フィロン、ヨゼフス、パウロにおけるディアテケーの用法に一致する。

二

仲介者 *μεσίτης*

このような契約を締結、奏効せしめるために、キリストが十字架において自らを捧げた。彼は自らの死によつて神と人間との間に新しい契約を仲介し⁽¹⁾ (*μεσίτης*, 8, 6; 9, 15; 12, 24) 且つその履行を保証するのである (*ἐγγυος*, 7, 22)。

(1) *ἐγγυος* は新約では *hupax legomenon* である。*μεσίτης* は新約で五回用いられている。ガラテヤ書三・一九、テモテ前書二・五、ヘブル書八・六、九・一五、一二・二四。

一、メシテースのギリシヤ的用法

(1) まず、この語は「打明けて話せる人」(a confident man)、「中立者」(a neutral man)を意味する。例えば「この男は仲裁人として払舞うことが出来る」(Thuc II, 83) 或は「平和のための交渉者として払舞うことが出来る」(Polyb 28, 17, 8) 等はこの用例である。次に、この語は締結された協定を保証する人を意味する。ここからして、*μεσίτης* が (*μετ*) *ἐγγυος* すなわち「保証人」の同義語となる。この用法はバビリに屢々見られる。「仲裁人」の意味におけるメシテースは法的取引関係において一般に用いられる。E.g. Plille, 28, 11 (ii/B.C.): *ἀνδρὶς ἐδάκαλεν μεσίτην Δαοῦ* [a Plond 370 (ii/iii A.D.) では、メシテースが多分借金の「保証人」として用いられている]、POxy. X, 1298, 19 (W.A.D.): *ὁ τοῦτον μεσίτης* は商取引きにおけるこの語の用例である。

(1) Vgl. 2 Mac 10, 28; Sir 29, 15; Petr. III, 41; PGrenf. I, 18, 23; POxy. I, 38, 6.

このほか、(1) メシテースは空間的な意味で間に立つ人、(2) 交渉者、仲裁人、仲人を意味する。

二、メシテースのイスラエルの並びにユダヤ的用法

セプテュアギンタでは、この語はヨブ記九章三十三節に唯一回用いられているきりである。「われわれふたりの上⁽¹⁾に手をおくべき仲裁者がない」(ヨブ記九・三三)。ここ⁽¹⁾でメシテースは *benenu* の訳語として用いられている。サムエル記上十七章四節では、対峙する両軍の間に進み出て一騎打ちによつて戦いの帰趨を決する兵士が *ish habenuim* (戦いをいどむ者) と呼ばれ、セプテュアギンタでは *ὁ ἀνὴρ διωγός* (17, 4) 乃至 *μεσσίας* (17, 23) と訳されている。ヘブル語旧約にも、セプテュアギンタにも「仲裁人」、「仲保者」の概念に対する一定した表現が

まだなかつたのである。

旧約後のヘブル語とアラマイック語においてはじめて、この「仲保者」に対する宗教的術語 (terminus technicus) が現われた。sarsor, aram. sarsora がこれである。この表現は法律用語でなく、商業語に起源をもっており、もと「ブローカー」、「仲人」、「交渉者」等を意味する。ラビ・ヂチャツク (R. Jichacq, ca. 300 A.D.) は次のように言っている。「わが先師達は次のように教えた。『うつわが壊れた時には、それは仲買人 (又は仲介人) sarsor に壊れたのである (買手と売手との間に立つ仲買人がその損害を負担しなければならない)。さて、神がモーセに言われた。汝は私と私の子供達との間の仲介人 (仲人, sarsor = μεσότης) であるが、その汝が「十誡の板」を壊した。だからつぐないをしなければならない、と』」。

(一) Str-B. III, S. 512.

ヨゼフスはメシテースを「仲裁人」(Ant. 16, 118)、「保証人」(Ant. 4, 133)、「仲人」(Ant. 16, 29) の意味で用いている。

フィロンでは、メシテースは *διαιτητής* (仲裁人)、*διαλλάκτης* (調停者) と同義に用いられている。そのほか、この語は *κηδεμών* (保護者)、*παραιτητής* (調停者、仲裁人) 等の同義語としても用いられているが、この事実はメシテースが法律的、商業的文脈——そこではメシテースは二つの側の間に立つ公平な仲裁人である——とは別の文脈で用いられていることを示す。すなわち、メシテースは宗教的文脈の中で深い意味を獲得したようである。事実フィロンはメシテースを殆んど全く宗教的聯関において用いている。多くの箇處 (次註 (一)、(二)、(三) 参照) が示す如く、ロゴスとモーセは神とその民との間に立つ仲介者として「調停者」、「保護者」、「とりなし手」等の役割を演じている。グットエナフ (E.R. Goodenough) がフィロンにおいて見出したように、

「ユダヤ的神祕宗教の中心的パターンは……^(五)秘義の途によつて禮拜者を救の内的秘密にまで導く神的な仲介者 (The Divine Mediator)」、ミエスタゴーク (Mystagogue) である。かくしてフィロンはモーセを卓越せる意味におけるメシテースとして現したのである。

(一) Som. i, 142: *ὅτι τοῖς ἐπικήροις ἡμῖν συνέφερε μεσίταις καὶ διαιτηταῖς λόγοις χρῆσθαι……* (“……that it was a boon to us in our sad case to avail ourselves of the services of ‘words’ acting on our behalf as mediators……”, transl. by F.E. Colson).

(二) Vit Mos. ii, 166: *καταπλατὴς δὲ καὶ ἀναγκασθεὶς πιστεῦν ἀπίστοις πράξαι οὐα μεσίτης καὶ διαλακτὴς οὐκ εὐθὺς ἀπεπήδησεν* (“……struck with dismay and compelled to believe the incredible tale, he yet took the part of mediator and reconciler and did not hurry away at once”).

(三) Ibid.: *εἴτ’ ἐξευμενισάμενος ὁ κηδεμών καὶ παραιτητὴς τὸν ἡγεμόνα ἐπανήσει χαίρων αἶμα καὶ κατηψών……* (“Then, when this protector and intercessor had softened the wrath of the Ruler, he wended his way back in mingled joy and dejection”).

(四) R.S. Eccles, Hellenistic Mysticism in the Epistle to the Hebrews, Yale dissertation, 1952, SS. 484 f.

(五) E.R. Goodenough, *By Light, Light*, 1935, S. 192: “……Philo did think that Moses, the perfect Mystagogue, was the eternal priest of Israel and of the world, offering a mediation of which the temple cultus was only a cosmic reflection.”

R・S・エツクルスは注目すべき論文「ヘブル書におけるヘレニズム的神祕宗教」(Hellenistic Mysticism in the Epistle to the Hebrews, Yale dissertation, 1952) において、E・R・グットエナフの理論 (前掲註 (五) 参照) を作業仮説としてヘブル書中のヘレニズム的要素を検討した。彼は次のように結論する。「我々は次のように結論することが出来る。すなわち、ヘブル書の著者はこの書翰を或る特定のキリスト教への改宗者達の群、それも多分、モーセを最高のミエスタゴークとして現した神祕主義的ユダヤ教の一形式にしたがつて以前禮拜をまもつてい

たヘレニズム的ユダヤ人にあてて書いた。ヘブル書の著者はキリストをミユスタゴトグとして、またキリスト教を神秘宗教として現している」(四八六頁)。エックルスのこの研究によつて、ヘブル書の著者がキリストの中心的機能を現すために用いたメシテースの概念に多くの光が投げかけられた。ここでエックルスの研究を詳しく検討することはできないが、少くとも我々はこう言うことができるであろう。ヘブル書の著者は、ヘレニズム的ユダヤ教とグノーシスの土壌に深く根をおろしたメシテースの概念によつて、「キリストの出来ごと」の救済論的意味を展開している。と。そこで次に、グノーシスにおける「仲介者」の概念の用法を調べて見よう。

三、グノーシスにおける仲介者の概念

マンデアン・グノーシス^(一)では仲介者の思想が中心に立つている。仲介者は「遣わされたる者」(der Gesandte)という語で現され、Hibil Ziwa^(二)或は Ptai^(三)と呼ばれる。彼は生の祕義^(四)を人格化する Manda d'Haije^(五)の子として父を代表する。彼の使命は肉体なる暗黒の牢獄に縛られている魂に救いのグノーシスをもたらすことである。かくして光の王の子が暗闇の力を征服すべく天降る。彼は牢獄につながれている魂共に救いのグノーシスを告げ知らせた後、物質(質料)に穴を穿ち通して光の世界へと昇天する。この光の王子が「救われたる救主」(der erlöste Erlöser)としての「原人」である。彼は光の王子として純粋なる光の実体にあずかるが、この彼が質料と暗闇の領域へと降るのである。使命を果たした彼は、諸々の遊星圏を通つて純粋な光の世界に帰える。このようにして彼の救済の業は、光の世界と人間の魂が捕えられている闇の世界とを仲介するにある。また『トマス行伝』中の「魂の讃歌」は、王子が値高き真珠を求めて旅するさまを物語るが、この王子の行伝はマンデアン文書における光の王子の救済行為と同一の形式を示す。

(一)「キリスト教以前のグノーシス」については問題がある。F.C. Burkitt Church and Gnosis, 1932; R.P. Casey, The Study of Gnosticism, Journal of Theological Studies, 36 (1935), SS. 45-60; C.H. Dodd, The Interpretation of the Fourth Gospel, 1953, SS. 97-130 等によれば、「グノーシス」なる語は二世紀に現れたキリスト教的グノーシスについて用いられるべきである。

しかし、この場合問題はグノーシスの存在にかかわるよりは、むしろその定義にかかわると見るべきであろう。何故なら「二元論的救済信仰」(dualistische Erlösungsfrömmigkeit, R. Bultmann, Das Urchristentum, 1949, S. 181)がキリスト教の出現以前にあつたことは研究者達の認めるところであり、しかもこの信仰が祕義による救済を説くところから、人は正当にこれを「グノーシス」と呼び得るからである。これについては左の文献参照。W. Bousset, Hauptprobleme der Gnosis, 1906; R. Reitzenstein, Das iranische Erlösungsmysterium, 1921; H. Schlier, Religionsgeschichtliche Untersuchungen zu den Ignatiusbriefen, 1929; E. Käsemann, Leib und Leib Christi, 1933; Idem, Das wandernde Gottesvolk, 1939; W. Bauer, Rechtsgläubigkeit und Ketzerei im ältesten Christentum, 1943; H. Jonas, Gnosis und Spätantiker Geist, 1934; R. Bultmann, Das Evangelium des Johannes, 1950; W. Baumgartner, Der heutige Stand der Mandäerfrage, Theologische Zeitschrift, 1950; F.C. Grant, Journal of Biblical Literature, 71 (1952); E. Dinkler, Early Christianity, 1955.

(二) マンデアン・グノーシスの資料には次のものがある。Das Johannesbuch der Mandäer, 1915; Mandäische Liturgien, 1920; Ginza, der Schatz, oder das grosse Buch der Mandäer, 1925, übersetzt von M. Lidzbarski.

尚マンデアン・グノーシスの問題については左の諸文献参照。R. Reitzenstein, Das mandäische Buch des Herrn des Grossen, Sitzungsberichte der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, 1919; Idem, Zur Mandäerfrage, ZNW, 26 (1927); S.A. Palis, Mandaeen Studies, Engl. transl., 1919; R. Bultmann, Die Bedeutung der neuerschlossenen mandäischen und manichäischen Quellen für das Verständnis des Johannesevangeliums, ZNW, 24 (1925); A. Loisy, Le Mandéisme et les Origines Chrétiennes, 1934; C.H. Dodd, The Interpretation of the Fourth Gospel, 1953, SS. 115 ff.

(三) Ginza, SS. 14, 26; 15, 21; 89, 6; 98, 11, usw.

(四) Manda d'Haije: Ginza, SS. 5, 5; 30, 23; 54, 18; 61, 3, usw. Manda d'Haije = "Die personifizierte Gnosis zōēs", die wie das "Leben" im

Mittelpunkt der mandäischen Religion steht, Litzbarskis Anmerkung zu S. 6, Glnza.

(H) Acts of Thomas, §§ 108-113.

以上聖典内外の諸文献におけるメシテースの用法を考察したのであるが、次に旧約における仲介者の概念を見るとしよう。既に述べたように、旧約ではこの概念を現す術語は未だなかつたが、しかし概念そのものはモーセにおいて頂点に達する。出エジプト記三章一節以下には、ヤウエがモーセと特別な関係をもつていたことが述べられている。これはイスラエルの民の解放にかかわる。ヤウエに遣わされた者、ヤウエの代弁者としてモーセは民(出エジプト記四・一九)とエジプトの王(同五・一)の前に立つ。アロンはその兄弟モーセより能弁であつたので、彼の口として彼に代つて民とバラオに語つたが、他方モーセは彼の兄弟として神であつた。このようにして、旧約的な意味における仲介者は委任された代弁者である。ヤウエがモーセを通して律法を与えたとき、仲介者としてのモーセの姿が最も明瞭に現れる。彼はヤウエと民との間に立ち、ヤウエの誠命を受けとつて民に伝える。また民がモーセに呼びかけて助けを乞うとき、彼はヤウエに対して彼等のためにとりなしをする。^(四)

(一) Vgl. ThWB. IV, S. 616.

(二) 「彼はあなたに代つて民に語るであろう。彼はあなたの口となり、あなたは彼のために神に代るであろう」(出エジプト記四・一六)。

(三) 出エジプト記一九・三以下、二一以下、二〇・一八以下等参照。

(四) 「イスラエルの人々は、モーセに言つた、『ああ、わたしたちは死ぬ。破滅です、全滅です。主の幕屋に近づく者が、みな死ぬのであれば、わたしたちは死に絶えるではありませんか』」(民数記一七・一二以下)。

ラビニツク・ユダヤ教がこの仲介者の概念を受けついで、それを *sansor* という語で表現したことは既に見た。それは先ず一般に凡ゆる

仲介者、代理人、乃至ブローカーを、次に特に律法の仲介者としてのモーセを意味する。^(一)

(一) Str-B. III, S. 556.

三

ヘブル書における「新しい契約の仲介者」

ヘブル書はこの仲介者の概念をとりあげて、*μεσστής* (= *sansor*) の語で現した。^(二)ところでこの書翰の著者がキリストの任務を「よりすぐれたる契約の保証者」(七・二二)として描くとき、彼は以上考察したメシテースの理解より一步を進める。このような「保証者」(*εγγυος*)の用法は、著者がこの語をメシテースと同義に用いていることを示す。だがこのことは、著者がメシテースにヘレニズムの意味を与えるときにはじめて可能である。メシテースは自分の財産をもつて他人の為に責任を負うという意味の「保証人」なのである。更に六章十七節の *μεστέβειν* は「仲介する」、乃至「仲介者として立つ」という意味でなく、むしろ「保証する」、「保証人となる」を意味するであろう。^(三)ここでは、神が自らの誓約をもつて保証する。神は誓約者であると同時に、この誓約の保証者でもある。このようにして、神が彼自身の誓約の実現を保証する。しかし、メシテースの語にふくまれる「仲介者」の旧約的な意味は失われることなく、そのまま保存されている。事実、メシテースの意味はエンギオオスを越える。後者は救の保証を強調するのみであるが、前者は救いの為の経綸の成就をも同時に意味するのである。

(一) Vgl. Ass Mos 1, 14: "Accordingly He designed and devised me and He prepared me before the foundation of the world that I should be the mediator of His covenant (*εἰπαὶ με τῆς διαθήκης αὐτοῦ μεσστής*)"; Test Dan 6, 2: "Draw near unto God and unto the angel that intercedeth for you, for he is a mediator between God and man."

(11) Heb 6, 17: ἐν τῷ περὶ αὐτοῦ βουλόμενος ὁ θεὸς ἐπιδείξει τοὺς κληρὺς ἡμῶν τῆς ἀκαταλείας τὸ ἀμετάθετον τῆς βουλῆς αὐτοῦ ἀνεκτρέψει ἑαυτὸν.....

(12) Vgl. ThWB. IV, S. 624; O. Michel, Der Brief an die Hebräer, ad loc.; C. Spicq, L'Épître aux Hébreux, II, ad loc.: "Toutois, ce verbe est ici intransitif, come dans Josephé, Antiq. VII, 8, 193, et avec Rigenbach, Boylan, Windisch, Bonsirven, on lui donnera la sens juridique qu'il a dans hellénistique: fournir une caution, garantir."

以上の考察から我々はこう結論し得るであろう。ヘブル書におけるメシテースの用法は、ヘレニスティック・ユダヤ教的、グノーシス的であるが、それと同時に「仲介者」の旧約的意味が保存されている、と。それで「新しい契約の仲保者」は次のように解釋されるであろう。キリストが神と人間との間に立つて新しい契約を仲介した。また、彼は神がこの契約によつて約束されたものの実現を保証する。キリストはこの救済論的機能を自らの死と昇天とによつて果した。まことに、新しい契約はキリストの死に基いて結ばれたのである。ところで、キリストの死はただ一回きり(ἐπαράς)の過去の出来ごとである。けれどもそれは「我々」にとつて決定的な意味をもつ出来ごとである。「大祭司は、年ごとに自分以外のものの血をたずさえて聖所にはいるが、キリストは、そのように、たびたび自身をささげられるのではなくた。もしそうだとすれば、世の初めから、たびたび苦難を受けねばならなかつたであろう。しかし事実、ご自身をいけにえとしてささげて罪をとり除くために、世の終りに、一度だけ現れたのである」(九・二五、二六)。このキリストの出来ごとによつて罪がとり除かれ、キリストが再び現れるときに成就する最終的な救いの保証が「我々」にあたえられた。「キリストもまた、多くの人の罪を負うために、一度だけご自身をささげられた後、彼を待ち望んでいる人々に、罪を負うためではなしに二度目に現れて、救を与えられるのである」(九・二八)。このように、「我々」は、

リストの決定的な出来ごとと彼の再臨との中間にある。「我々」の罪は、過去に一度きり起つたこのキリストの出来ごとによつてとり除かれたが、しかし「我々」は彼が再び現れて「我々」の救いを全うするのを待ち望むのである。キリストにおいて、且つキリストを通して罪が除かれた。「我々」は信仰を通して、キリストにおいて起つたこのことがらにあずかる。しかし、このキリストの出来ごとの十全なる効果は、彼の再臨に際して実現されるであろう。かつてキリストにおいて生起したことがらに對する信仰によつて「我々」は現に、将来あるであろうところのものであるのである。「我々」は先取的に「罪から自由」とされ、「聖」であるが、これは将来はじめて十全に実現せらるべきものである。天上に在る大祭司としてのキリストが、彼の常に現在のなつとめによつてこの終りにおける約束の成就を保証する。「我々」は今キリストの「とりなし」と支配の下にある。かくして過去に起つたキリストの出来ごとが、天の至聖所における彼の永遠にして常に現在のなる祭司のつとめを通じて「我々」の上に今もなお働きかけている。ヘブル書の著者は、キリストの出来ごとのかかる救済論的意味或は我々に對するキリストの現実性を現すために「新しい契約の仲保者」なる表現を用いるのである。キリストは、自らの苦難と死とによつて「我々」のために自らをただ一度捧げ、それによつて大祭司に任命された。それ故に「我々」は永遠なる大祭司としての彼において新しい契約の仲保者と保証者をもつ。まことに、彼は我々の「永遠の救の源」(ἀέτιος σωτηρίας πηγή, 5, 9)である。彼は「いわば、たましいを安全にし不動にする鑑であり、かつ『幕の内』にはいり行く希望である」(六・一九)。「それだから、キリストは新しい契約の仲保者なのである。それは、彼が初めの契約のもとで犯した罪過をあがなうために死なれた結果、召された者たちが、約束された永遠の国を受け継ぐためにほかならない」(九・一五)。

(13) Vgl. O. Cullmann, Christus und die Zeit, 2 Aufl., 1949, SS. 72 f.

(11) Vgl. H. Windisch, Der Hebräerbrief, 1913, S. 56: "Unschön ist die Ausmalung des Bildes: statt fast zu stecken, geht der Anker in das Allerheiligste, steigt also in den Himmel hinauf u. zieht uns von da nach sich; er ist also schliesslich Jesus". Vgl. auch, E. Käsemann, Das wandernde Gottesvolk, 1939, S. 147; O. Michel, Der Brief an die Hebräer, 1949, ad loc.

Abbreviations

Aristoph Av	Aristophanes, Aves
Ass Mos	The Assumption of Moses
Epic Diss	Epictetus, Dissertationes.
Josephus Ant	Flavius Josephus, Antiquitates
Liddell-Scott	H.G. Liddell and R. Soott, A. Greek-English Lexicon, 9 ed. repr. 1951.
Macc	Maccabees
Moult-Mill	J.H. Moulton and G. Milligan, The Vocabulary of the Greek New Testament, repr. 1949.
OGIS	Orientis Graeci Inscriptiones Selectae, 2 vols., ed. W. Dittenberger, Leipzig, 1903-5.
Papyri	
BGU	Aegyptische Urkunden aus dem kgl Museen zu Berlin; Griechische Urkunden, I - VII, 1895 ff.
PGrenf I	B.P. Grenfell, An Alexandrian erotic frag- ment and other Greek papyri chiefly Ptolemaic, Oxford 1896.
PLille	Papyrus Greco Lille, ed. by J. Jougnnet, P. Collart and others, 1912.
PLond	Greek Papyri in the British Museum, ed. by F.G. Kenyon, 1893 ff.
POxy	The Oxyrhynchus Papyri, ed. by B. Grenfell and A. Hunt, 1898 ff.
PPetr	The Flinders Petrie Papyri, ed by J.P. Mahaffy and J.G. Smyly, 1891 ff.
Philon	Philon von Alexandria
Congr	De Congressu Eruditionis Gratia
Det Pot Ins	Quod Deterius Potiori insidiari solet

Mut Nom	De Mutatione Nominum
Sac AC	De Sacrificiis Abelis et Caini
Som	De Somniis
Spec Leg	De Specialibus Legibus
Vit Mos	De Vita Mosis
Plat	Platon
Leg	Leges
Polyb	Polybius
Sext Emp Math	Sextus Empiricus, Adversus Mathematicos
Sir	Sirach
Str-B	H.L. Strack and P. Billerbeck, Kommentar zum NT aus Talmud und Midrasch, I - IV, 1922 ff.
Test Dan	The Testament of Dan
Thuc	Thucydides
ThWB	Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testa- ment, I - V, hersg. von G. Kittel u. G. Friedrich, 1933 ff.
ZNW	Zeitschrift der neutestamentlichen Wissen- schaft